

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1782号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前															
<p>様式第4（表面）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課 (所)</td> <td>所在地 (電話)</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>		(略)		課 (所)	所在地 (電話)	名称	(略)		<p>様式第4（表面）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">課 (所)</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>		(略)		課 (所)	所在地	名称	(略)	
(略)																	
課 (所)	所在地 (電話)																
	名称																
(略)																	
(略)																	
課 (所)	所在地																
	名称																
(略)																	
<p>様式第4（裏面）</p> <p>退職した職員の注意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>所属課（所）長の記載心得</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記載上の注意</p> <p>①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。</p> <p>②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。</p> <p>③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。</p> <p>④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。</p> <p>⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。</p> <p>⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。</p> <p>⑦欄には、退職した職員の⑤欄から⑥欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。</p> <p>⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。</p> <p>⑩欄には、この証を交付する所属課（所）の所在地、電話及び名称を記載すること。</p> <p>⑪欄には、所属課（所）長の氏名を記載し、その印を押すこと。</p>		<p>様式第4（裏面）</p> <p>退職した職員の注意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>所属課（所）長の記載心得</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記載上の注意</p> <p>①欄には、この証を職員に交付した年月日を記載すること。</p> <p>②欄には、退職した職員の氏名を記載すること。</p> <p>③欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。</p> <p>④欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。</p> <p>⑤欄には、退職した職員の退職前引き続いて県職員等として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。</p> <p>⑥欄には、退職した職員の退職した年月日を記載すること。</p> <p>⑦欄には、退職した職員の⑥欄から⑦欄までの期間及び職員の退職手当に関する条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤続した日の引き続いた期間を記載すること。</p> <p>⑧欄には、退職した職員の退職時の身分又は雇用区分を記載すること。</p> <p>⑩欄には、この証を交付する所属課（所）の所在地、電話及び名称を記載すること。</p> <p>⑪欄には、所属課（所）長の氏名を記載し、その印を押すこと。</p>															

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第17（裏面）を次のように改める。

様式第17（裏面）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第18（裏面）を次のように改める。

様式第18（裏面）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第19（裏面）を次のように改める。

様式第19（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第20（裏面）を次のように改める。

様式第20（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第21（裏面）を次のように改める。

様式第21（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではありません。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第22（裏面）を次のように改める。

様式第22（裏面）

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

2 この様式は、使途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第23（裏面）を次のように改める。

様式第23（裏面）

(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第24（裏面）を次のように改める。

様式第24（裏面）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第26（裏面）を次のように改める。

様式第26（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

様式第27（裏面）を次のように改める。

様式第27（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。